政　令

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十五号

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表ピーマンの項の次に次のように加える。

ブロッコリー	春ブロッコリー（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 夏秋ブロッコリー（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 冬ブロッコリー（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）

第二条の表レタスの項中「レタス」を「ブロッコリー及びレタス」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十六号

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十四条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当」に改める。

第十七条第一項第一号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第三号中「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改め、同項第四号中「呼出」を「呼出し」に改め、同条第二項中「車賃、日当又は宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に、「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十七号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「沖縄　那覇空港」を「沖縄　那覇空港
新石垣空港」に改める。

別表第三に次のように加える。

新石垣空港	新石垣空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂